

## 春 入学・就職・転職のシーズンです。異動の届出はお済みですか？

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。(進学などで親元を離れる場合も同様です。)届出する時期等をご確認のうえ、忘れずに手続きをしてください。

### ※各届出に必ず持参するもの

①印鑑②窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書)③異動する方の個人番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

届 出	届出する時期	届出の際に持参するもの(●は必ず、△は該当する方のみ)
◆転入届◆他自治体から町内に住所を移したとき	転入した日から14日以内	●前住所地の自治体が発行した転出証明書(カードによる特例転入の方は除く。)△住民基本台帳カード
◆転出届◆町内から他自治体へ住所を移すとき	転出予定日のおおむね14日前から	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証等 △各種医療証(子、親、身等)△印鑑登録証
◆転居届◆町内で住所を移したとき	転居した日から14日以内	△国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証等 △各種医療証(子、親、身等)△住民基本台帳カード
◆国民健康保険(国民年金)資格得喪届◆加入する健康保険に変更があったとき	変更があった日から14日以内	社会保険等へ加入された場合●新しい保険証●国民健康保険被保険者証 国民健康保険へ加入される場合●健康保険、厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票(雇用保険受給資格者証)等●年金手帳

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■問・手続き：税務町民課町民係 ☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係 ☎0234-56-3389

### ----- 窓口業務の受付時間を延長します(立川総合支所総合支所係では実施しません) -----

●実施期間・延長時間：3/30(月)～4/3(金) 19:00まで

●取扱業務：①転入・転出・転居届の受付②住民票の写し、戸籍謄抄本、税証明書等の交付③印鑑登録、印鑑証明書の交付④国民健康保険(国民年金)の資格得喪届の受付(国民健康保険被保険者証は後日送付されます。)

### ⑤マイナンバーカードの申請・交付、電子証明の更新、マイキーIDの設定

- ・電子証明の更新、マイキーIDの設定にはカード交付時に設定した暗証番号が必要となりますのでご準備ください。
- ・予約制となりますので、予約希望日の3日前(土日祝日を除く)まで、問合せ先へ電話で予約してください。
- ・予約受付時間：土日祝日を除く8:30～17:00
- ・詳細については、町ホームページをご覧ください。

※窓口の混雑等により、長時間お待たせする場合がありますので、早めの来庁をお願いします。

■問・実施窓口：税務町民課町民係 ☎0234-42-0133

## 障がいのある方に対する軽自動車税(種別割)の免除制度があります

障がいのある方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税(種別割)の免除を受けることができます。なお、昨年申請いただいた方には、減免申請書を郵送します。

●免除の対象となる方：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち特定の区分・級に該当する方

※詳しい障がいの区分、級別等についてはお問い合わせください。

●対象となる軽自動車等の車検証の名義人：免除の対象となる方はご本人名義の軽自動車等に限り、ただし、対象となる方が18歳未満の場合は、対象となる方と同居し生計を同じくする方の名義でも対象となります。

●受付期限：4/30(木) 17:15 ※5/1(金)以降受付の場合は減免できません。

●申請場所：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係

●持ち物：自動車検査証の写し、運転免許証(運転する方)、障害者手帳等、軽自動車税(種別割)納税通知(4/15(水)頃発送予定)、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑

■問合せ：税務町民課住民税係 ☎0234-42-0144

## 4月1日から町税等がコンビニで納付できます

4月1日以降に発行する納付書にはバーコードが印字され、全国の主なコンビニエンスストア(以下「コンビニ」)や一部のドラッグストア、スーパー等でも納付できます。

### ●納付できる町税等の種類

個人町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、学童保育料、幼稚園給食費及びスクールバス利用者負担金、幼稚園預かり保育料、育英資金返還金、町営住宅使用料、ガス上下水道使用料

●納付できるコンビニ：セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソンなど

### ●使用できない納付書

次の納付書はコンビニで使用できません。これまでどおり各金融機関、役場の窓口(会計室、立川総合支所、清川出張所および立谷沢出張所)で納付してください。

- ▶バーコードが印字されていないもの▶納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの▶取扱期限が過ぎているもの▶破損、汚損などのためバーコードを読み取れないもの▶金額を訂正してあるもの

### ●納付する際の注意

町が納付を確認できるまで時間を要します。確認できない期間に「納税証明書」などが必要な場合は、役場の各収納担当係に領収証書を持参し、相談してください。

### ●口座振替をお勧めします

納期限日に引き落としとなる、安心・安全な口座振替の新規変更等の申込みは、各金融機関等にある用紙に記入の上提出してください。

■問合せ：税務町民課納税係 ☎0234-42-0136

## 庄内町国民健康保険のお知らせ～社会保険の扶養・医療費の節約～

### ◆会社等の健康保険の扶養になるためには◆

国民健康保険は、会社等の健康保険など他の保険に加入されていない人のための保険です。会社等の健康保険に加入している方(被保険者)と同居している方は一度、以下の被扶養者認定の基準を確認してみましょう。

<被扶養者認定の基準>

●扶養範囲：▶配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属

▶同居している3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者など)

●収入要件：▶年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)

かつ同居の場合 収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満

別居の場合 収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

※認定の基準は一律の取り扱いではなく、生活の実態や実情により総合的に判断されます。健康保険によっては基準が異なる場合がありますので会社の担当者に聞いてみましょう。

### 【国民健康保険税と会社等の健康保険料の違い】

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、会社等の健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

### 【健康保険の扶養と所得税(町県民税)の扶養】

健康保険の扶養と所得税(町県民税)の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても所得税(町県民税)の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

### ◆医療費の節約にご協力をお願いします◆

山形県が算出する国民健康保険事業費納付金は医療費に比例していきます。国民健康保険加入者のみなさんのご協力によって、医療費を節約することができます。

○特定健康診査・特定保健指導を受け、早期発見で病気の重症化を防止しましょう。

○かかりつけ医をもちましょう。

○時間外受診・休日受診は割増料金がかかるため、やむを得ないとき以外は、通常の診療時間に受診しましょう。

○新薬と同等の効能・効果を持ち、新薬より安価なジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう。

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0177

※2019年4月より、本庁舎は「役場」、立川庁舎は「立川総合支所」と表記しています。 (おろない) 2020.3.15 © 2